

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 10 月 19 日(金) 第 9 0 4 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (598) (福祉監査指導課) 2
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (599) (西部総合事務所福祉保健局) 2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 2

告 示

鳥取県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
伊藤歯科医院	米子市両三柳3276-1	平成30年9月20日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目105	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	米子市西福原三丁目7-30	平成30年7月1日

鳥取県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人江府町社会福祉協議会	日野郡江府町大字江尾2069	社会福祉法人江府町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	日野郡江府町大字江尾2069	居宅介護	平成30年9月30日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年10月19日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成30年11月20日午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑